

# 業務指示書

## ホンジュラス国エル・カホンダム森林保全区域のコミュニティ住民参加型持続的流域管理能力強化プロジェクト（流域管理普及）

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年5月27日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

質問に対する回答： 2015年6月1日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

#### 1 共同企業体の結成の可否

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

員、構成員にはなりません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。  
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。  
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。  
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。  
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。  
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。  
注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：流域管理普及に係る各種業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／参加型流域管理／普及戦略）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：参加型流域管理に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ホンジュラス及び中南米での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：スペイン語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 パイロット活動支援／能力強化研修支援1】

- 1) 類似業務の経験：参加型開発に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ホンジュラス 及び中南米での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：スペイン語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年6月5日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
  
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ( ) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
  
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(NIO1 = 4.528 円 , US\$1 = 118.96円 , EUR1 = 131.21円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、条件等は、以下のとおりです。
  - a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
  - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
  - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/参加型流域管理/普及戦略  
パイロット活動支援/能力強化研修支援1

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

8.50 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年6月23日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

#### (2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

#### 1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

#### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

#### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

##### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

##### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上



プロポーザル評価表

ホンジュラス国エル・カホンダム森林保全区域のコミュニティ住民参加型持続的流域  
管理能力強化プロジェクト（流域管理普及）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／参加型流域管理／普及戦略	(40.00)	( )
ア) 類似業務の経験	16.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	
オ) その他学位、資格等	6.00	
②副業務主任者	( - )	( )
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	( )	( )
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力：パイロット活動支援／能力強化研修支援 1	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 【第2 業務の目的・内容に関する事項】

### 1. プロジェクトの背景

ホンジュラスのエル・カホンダムは、我が国の有償資金協力と世界銀行、IDB等との協調融資により1985年に建設されたダムであり、ホンジュラス最大の水力発電所がある。その水力発電所の発電能力は300MWであり、ホンジュラスの国内電力需要の25%をカバーする重要な発電施設である。ダム湖面積は、人工湖としてはホンジュラス最大であり、ダム湖周辺の36,000haの土地は、エル・カホンダム森林保全区域(Zona Forestal Protegida del Embalse El Cajón、以下ZFPEC)として保全地域に指定されている。この保全地域の管理をホンジュラス電力公社(Empresa Nacional de Energía Eléctrica、以下ENEE)が担当している。

ZFPECは、針葉樹と広葉樹からなる27,500haの森林を有し、豊富な植物相と動物相が存在すると言われている。しかしながら、当該地域住民の人口増加に伴う農牧業を中心とする生産活動の影響を受け、森林の劣化・減少、土壌浸食・流出、水質悪化等が問題となっており、土砂のダム湖への流入・堆積量増加も懸念されている。ENEEは、これらの問題を解決するために、天然資源・環境省等とも連携し、約10年前から住民の生計向上支援や環境教育に取り組んできている。しかし、その活動は、当該地域の一部の村落に留まり、十分に有効な持続的流域管理方法を確立できていない。

このような状況の下、ENEE及び関係機関(環境省、農牧省等の関係省庁、市連合会、ZFPECを擁する7つの構成市、コミュニティ代表組織、NGO等)の参加のもと、ZFPECの自然環境と住民生活との均衡を保ちつつ、環境劣化(伐採や移動焼き畑による森林減少、農牧業生産活動に伴う土壌浸食等)を低減させると共に、村落住民の生計向上とのバランスを図ることが必要となっている。

これらの課題を解決するためJICAはENEE流域管理ユニット(Unidad Manejo de Cuencas、以下UMC)をカウンターパート(以下、C/P)として、2013年5月より2016年4月まで3年間の予定で技術協力プロジェクト(エル・カホンダム森林保全区域のコミュニティ住民参加型持続的流域管理能力強化プロジェクト)を実施している。本プロジェクトでは、パナマで実施した技術協力プロジェクト(「パナマ運河流域保全計画(2000-2005)」及び「アラフエラ湖流域総合管理・参加型村落開発プロジェクト(2006~2011)」)の知見(普及手法や環境保全型農業技術)を活用して、パナマ側の当時のC/Pを第三国専門家として派遣する想定で、長期専門家(業務調整/参加型開発)1名体制で開始した。しかしながら、パナマのC/P機関の人員体制上の問題等から、パナマからの専門家派遣が予定通りに行えなくなり、プロジェクトの進捗、特にパイロット活動における普及支援の進捗にやや遅れが生じた。そのため、短期専門家「事業推進

計画作成支援（2014年1月）」及び「参加型流域管理（2014年3月）」を派遣し、さらに2014年8月から2015年3月にかけては業務実施契約により参加型流域管理、パイロット活動支援、及び普及手法に関するガイドラインの策定支援を行ってきた。

これまでの活動をとおして、流域管理地域会議※が定期的開催され、各構成団体間での情報共有と活動の連携が進んだほか、C/Pを対象に流域管理技術に関する研修とパイロット村落への普及活動、および「普及手法ガイドライン」の第一次ドラフトの作成が行われた。その一方で、これまでに実施された研修および普及活動の評価や、その成果や教訓を踏まえた「普及手法ガイドライン」の執筆作業の遅れが課題となっている。

長期専門家は、研修のコーディネイト、およびC/Pとともにパイロット村落の住民を対象とした普及活動に直接参加し、参加型開発の実践を現場で支援しているが、研修やC/Pが実践するパイロット活動がより効果的に実施され、その成果や教訓が適切にガイドラインに反映されるよう、引き続きC/Pに対する支援が必要な状況にある。

また本業務では、プロジェクトの成果・目標の達成のみならず、C/Pの能力強化を通じて、プロジェクト終了後の自律発展性の担保および上位目標達成への道筋を明らかにする支援を予定している。

※関係省庁、自治体、及び流域で活動するNGO等により、各加盟団体間の情報共有、活動の連携を目的に組織された流域管理に関する横断的な調整機関

## 2. プロジェクトの概要

### (1) プロジェクト名

エル・カホンダム森林保全区域のコミュニティ住民参加型持続的流域管理能力強化プロジェクト

### (2) 上位目標

エル・カホンダム森林保全区域(ZFPEC)及び保全優先地域において、持続的流域管理技術が導入・実践される。

### (3) プロジェクトの目標

ENEE及び関係機関の対象地域における住民参加型手法を含む持続的流域管理能力が強化される。

### (4) 期待される成果

- 1) パイロット村落の環境保全のためのプロジェクト活動計画が作成される。
- 2) ENEE 及び関係機関の持続的流域管理の手法・手順に関する能力が向上する。
- 3) ENEE 及び関係機関の持続的流域管理に関する知識と技術の実践能力が向上する。
- 4) ENEE が持続的流域管理を効果的に実施できるためのマニュアルと計画が作成される。

(5) 対象地域

ホンジュラス国、エル・カホン森林保全区域

(6) C/P 機関

ホンジュラス国電力公社 (ENEE) 流域管理ユニット (UMC)

### 3. 業務の目的

本業務は、UMC の組織全体および職員個人の能力を強化するために、パイロット活動および普及支援の推進、住民の自律化と波及効果の促進、C/P 能力強化研修の実施・評価・教材作成指導、モニタリング・評価を通じた教訓の抽出と整理、「普及手法ガイドライン」の作成、流域管理地域会議の持続性強化、UMC による中期普及計画の作成、を支援することを目的とする。その結果として、プロジェクトの成果・目標の達成および上位目標達成への道筋確保が期待される。

### 4. 業務の範囲

本業務は、JICA が ENEE 及びホンジュラス政府と署名・交換した R/D (2012 年 12 月 18 日) に基づき実施されるものであり、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

### 5. 実施方針及び留意事項

(1) 中南米における参加型流域管理関連案件との連携

中南米における参加型流域管理関連案件 (1. に記載のパナマ案件、パラグアイ「イグアス湖流域総合管理体制強化プロジェクト (2013~2017 年)」等) との連携 (情報交換など) を行うことで、協力のインパクトの拡大に努める。特にパナマについては、本プロジェクトがパナマ環境庁の知見を主に活用して実施しているところ、パナマ環境庁が有しているリソースを十分に考慮したうえで連携を行うこととする。そのため必要に応じて、パナマなどの関係各国への業

務渡航も行う（想定としては1回、1週間程度）。

#### （2）持続可能性に十分配慮した業務実施

本プロジェクト終了後も活動を継続するために、流域管理地域会議や住民モジュール（ダム湖面における養殖事業の収益を地域に還元するための住民組織）の活用などの現地事情を踏まえた普及戦略の検討、住民による自律的な活動の促進など、対象地域における持続可能な仕組みを検討する。

また、本プロジェクトにおいては業務実施のプロセスにおいて如何に UMC の能力を向上させるかが重要な課題となっている。コンサルタントは、ホンジュラス国側関係機関の主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて彼らが必要な能力を向上させ、自らそれらを活用していくことができるようにしていくプロセスについて十分意識・工夫するものとする。

#### （3）積極的な広報活動の実施

本プロジェクトの成果や活動をホンジュラス国内外に発信するため、直営専門家（業務調整／参加型開発）が行うプロジェクトニュースレターの発行や Web サイトの更新等の広報活動に対し、広報素材の収集やコンテンツの作成に協力し、助言を行う。

### 6. 業務の内容

#### （1）国内準備期間

- 1) プロジェクト関係資料（詳細計画策定調査報告書、月例報告書、その他専門家報告書等）を確認し、プロジェクトの内容及び進捗状況について把握する。
- 2) 現地派遣期間の業務計画について、JICA 地球環境部と協議した上で内容を確認する。その際、必要に応じ JICA ホンジュラス事務所やプロジェクトチームとテレビ会議を行う。

#### （2）現地派遣期間

- 1) 現地派遣期間に実施すべき業務の計画をワークプラン（和文・西文）に取りまとめ、JICA ホンジュラス事務所の承認を得たのち、C/P 及びプロジェクト専門家と、現地派遣期間中の業務工程、業務方針の詳細について合意を得る。
- 2) パイロット活動支援／能力強化研修支援に係る業務
  - ①パイロット村落の住民グループを対象とした UMC による普及活動を指導・推進すると共に、モニタリング・評価の OJT を通じて教訓の抽出と

整理を支援する。

- ②プロジェクト終了後を考慮した住民グループの自律発展性強化、ならびに個人農地に対する環境保全型生産技術の波及促進をねらった方策を C/P と協議し、その実践を支援する。
- ③ホンジュラス国内またはパナマで予定される C/P 能力強化研修の計画、実施、評価において、C/P および長期専門家を支援するとともに、研修に必要な教材の作成や評価・モニタリング方法の構築について指導を行う。
- ④国別 C/P 本邦研修の企画を行う。また C/P の派遣に必要な事務手続きにおいて、長期専門家、JICA 在外事務所、C/P 機関を支援する。

### 3) 参加型流域管理／普及戦略に係る業務

- ①UMC の組織運営および人材管理能力の強化について、ユニット UMC 執行部を支援する。
- ②流域管理地域会議の機能および持続性を強化するため、モデル村落における連携活動の推進、分科会ごとの戦略計画の策定、定期総会の開催等を支援する。
- ③プロジェクト終了後およそ 3 年間を目途とした、UMC の普及中期計画の素案作成を支援する。
- ④C/P および長期専門家と協働し、「普及手法ガイドライン」第一ドラフトの内容を充実させ、業務期間の半ばを目途に第二ドラフトを作成する。これを用いて同ガイドライン案の普及セミナーを企画・実施し、得たコメントを反映させて、ガイドライン最終案として確定させる。内容は終了時合同レビュー JCC で発表し承認を得るものとする。
- ⑤C/P と長期専門家が行う定期モニタリング、JCC における発表・協議（終了時合同レビュー JCC を含む）、および事業完了報告書のドラフト作成を必要に応じて支援する。

### (3) C/P 本邦研修

本プロジェクトでは、能力強化の一環として、C/P を対象とした本邦研修を予定している。コンサルタントは、事前に JICA との協議を行い、本プロジェクトの目的及び期待する成果を踏まえた本邦研修の意義を十分理解した上で、「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン（2014 年 4 月）」に基づき、研修を実施する。なお、宿泊や国内での移動手配などの研修員の「受入業務」及び「研修監理」は JICA 国内機関が担当する。研修員の人数は 10 名、研修期間は 3 週間程度を想定している。

### (4) 帰国後整理期間

JICA 指定の様式による業務完了報告書（和文）を作成し、JICA 地球環境部に報告する。

## 7. 成果品等

### (1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は業務完了報告書とする。

報告書名	提出時期	部数
業務計画書	契約締結後 10 日以内	和：3 部
ワークプラン	初回現地業務開始時	和・西：3 部
流域管理ユニット中期普及計画案	2015 年 12 月	西：3 部
普及手法ガイドライン最終案	2016 年 3 月	西：3 部
業務完了報告書	2016 年 5 月	和：3 部 CD-R：3 部

報告書等の体裁は簡易製本とし、活動状況の写真を含む電子データ（Microsoft-Word、Microsoft-Excel、jpg 形式など編集可能な状態のもの）も併せて提出すること。業務完了報告書提出時には、それまでの報告書類、作成資料、写真等のデータをまとめて CD-R に記録したのも併せて提出すること。

各報告書の記載事項は以下の案を基本とし、最終的な記載事項の確定にあたっては、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

- 1) 業務計画書は共通仕様書第 6 条の規定に従うものとする。
  - 2) 業務完了報告書は JICA 指定の様式に従うものとする。
- \*その他、本業務を通じてコンサルタントが直接作成した資料を添付する。

### (2) コンサルタント業務従事月報その他

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、共通仕様書第 7 条に規定されているコンサルタント業務従事月報を提出する。先方と文書にて合意したものがあれば、月報に添付の上、JICA に報告するものとする。また、業務従事期間途中の帰国時には、以下の内容を含む業務報告を作成し、JICA に報告・提出する。



- 1) 活動の進捗、今後の計画、当面の課題、関連分野の動向
- 2) 活動に関する写真
- 3) 業務フローチャート

### 【第3 業務実施上の条件】

#### 1. 業務工程

2015年6月下旬より業務を開始し、2016年5月上旬までに業務完了報告書を作成・提出する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### （1）業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

（全体） 約9.7M/M

##### （2）業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容を考慮のうえ、より適切な団員構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これを超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

ア 総括／参加型流域管理／普及戦略 （3号）

イ パイロット活動支援／能力強化研修支援1 （3号）

ウ 能力強化研修支援2

なお、団員ア、団員イは各3回を上限として複数回の派遣を認める。団員ウは国内作業のみとする。

#### 3. 提供可能な便宜供与

（1）執務スペースとして、長期専門家と同じプロジェクトオフィス（OA機器、ネット環境完備）を貸与する。

（2）移動用の車両については、長期専門家またはC/Pが手配、提供するので見積りでの計上は不要とする。

#### 4. 見積上の条件

（1）一般業務費は見積りで計上しないこと。

（2）中南米の関係国への業務渡航として、ホンジュラスを起点にパナマへの往復渡航のべ1回を航空賃に計上して見積もりを作成すること。

（3）本邦研修にかかる「国別研修費」については、一律800,000円として見

積もりを作成すること。

## 5. 配布資料等

### 【閲覧資料】

- (1) プロジェクト基本情報（ホンジュラス国エル・カホンダム森林保全区域のコミュニティ住民参加型持続的流域管理能力強化プロジェクト）  
<http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWParentSearch/BD218086DAD4955C49257AF50079D590?OpenDocument&pv=VW02040102>
- (2) プロジェクト基本情報（パナマ国パナマ運河流域保全計画）  
<http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/8c8ff19faf91b01549256f9e0022f9ee/986368727581e696492575d100359b97?OpenDocument>
- (3) プロジェクト基本情報（パナマ国アラフエラ湖流域総合管理・参加型村落開発プロジェクト）  
<http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/8c8ff19faf91b01549256f9e0022f9ee/adbc3ff5114a6d5492575d100359c51?OpenDocument>
- (4) プロジェクト基本情報（パラグアイ国イグアス湖流域総合管理体制強化プロジェクト）  
<http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/8c8ff19faf91b01549256f9e0022f9ee/9ab2b9a40580bba349257b4e0079ddd?OpenDocument>

### 【配布資料】

- (5) 参加型流域管理業務完了報告書（2014年3月）
- (6) 参加型流域管理専門家業務完了報告書（2015年3月）

## 6. 現地再委託

本業務において、現地再委託は想定していない。

## 7. 複数年度契約

本業務は年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

## 8. 安全管理

(1) 現地調査期間中は、安全管理に十分留意すること。現地の治安状況については、JICA ホンジュラス事務所を通じて十分な情報収集を行うとともに、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十

分に行うこと。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特にホンジュラス以外の対象地域にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について JICA ホンジュラス事務所または対象地域の JICA 事務所／支所、在外公館と緊密に連絡を取るよう留意すること。

以上